

## 民族問題を中心としてみた北朝後期段階における四 川地域の状況について

川本, 芳昭  
九州大学文学部

<https://doi.org/10.15017/25783>

---

出版情報：九州大学東洋史論集. 27, pp.1-25, 1999-04-01. 九州大学文学部東洋史研究会  
バージョン：  
権利関係：

# 民族問題を中心としてみた

## 北朝後期段階における四川地域の状況について

川本芳昭

### はじめに

筆者は先に発表した拙稿「民族問題を中心としてみた五胡十六国南北朝段階における四川地域の状況について」（以下、前稿という）において、五胡十六国時代の成漢末に四川に流入した獠族が該地域に及ぼした影響の如何について追求し、それが四川全域に甚大な影響を与えたことを指摘し、四川内部の多くの地域が王朝の支配の及ばない「獠地」となったことを明らかにした。また、こうした流れが大きく転換するのは、南朝梁の時代であり、梁は「獠地」を平定し、そこに鎮戍、州県を設置し、王朝支配の回復を目指している。そしてこの動きは梁の後、四川を征服していく北魏、西魏にも受け継がれていったが、前稿ではこうした点についても明らかにした。本稿はその続編をなすもので、西魏を受けた北周以降の時代における四川地域の状況について、前稿と同様の視角から考察しようとするものである。

### 一 北周時代の四川

西魏廢帝の二年（西紀五五三）に蜀の地は北朝の領有するところとなった。西魏時代における獠地に対する支配の進展の具体相については前稿で考察したが、北史卷九五獠伝に、

梁益二州、歲伐獠、以裨潤公私、頗籍爲利。……及周文平梁益之後、令在所撫慰、其與華人雜居者、亦頗從賦役。然

天性暴亂、旋致擾動。每歲命隨近州鎮、出兵討之。獲其生口、以充賧隸。謂之壓獠焉。後有商旅往來者、亦資以爲貨。公卿連于入庶之家、有獠口多矣。

とある、獠への課税、「壓獠」の表現にみられるようなその賧隸化は、西魏から北周へと継続して進展していたと考えられる。ただその賧隸化の反面で、周書卷四九獠伝に、

(獠) 遞相掠賣、不避親戚。被賣者號叫不服、逃竄避之。乃將買人指搗捕逐、若追亡叛。獲便縛之。但經被縛者、即服爲賧隸、不敢更稱良矣。

とあり、「不敢更稱良」という表現のみえることは重要である。何故なら、この表現は、同文中の「買人」が漢人を指すと考えられることを踏まえると、「縛」せられる以前の獠の身分がもともと「良」であったことを示唆しており、そこから、当時、本来は良でも賧でもない獠が北周朝によって良とされ、国家の構成員とされつつあったことが窺われるからであるとすれば、このことは当時の国家身分制のあり方や獠の中国化を考える上で重要な問題を孕んでいると考えられるであろう。(この点に関してはかつて別稿で考察したことがある。)

では、北周における獠への支配は四川各地においてどの様に展開したのであろうか。次にこの点について、前稿で行った南朝の時代、西魏の時代における状況の考察を通じて知り得た事柄を念頭に置きながら、考察することにする。

元和郡県志卷三二、劍南道中、嶺州の条に、

本漢南外夷獠、秦漢爲邛都國。秦嘗攻之、通五尺道。……魏晉已遷、蛮獠特險鈔竊、乍服乍叛。周武帝天和三年(五

六八) 開越嶺地、於嶺城置嚴州。隋開皇六年(五八六)、改爲西寧州、十八年改爲嶺州。皇朝(唐) 因之。

とあり、同図志同巻同条に、嶺州の属県蘇邛県について、

蘇邛縣……本漢旧縣、屬越嶺郡。後陷夷獠。周武重開越嶺、復立蘇邛縣。

とあり、同図志同巻同条に、同じく属県の昆明県について、

昆明縣……本漢定笮縣也。屬越嶺郡。去縣三百里、出塩鉄。夷皆用之。漢將張巖殺其豪率、遂獲塩鉄之利。後没蠻

夷。周武立定笮鎮。凡言笮、夷人於大江水上置藤橋、謂之笮。其定笮、大笮皆是近水置笮橋處。

とある。嶺州は魏晉時代の越嶺郡であり、その治所は現在の西昌であるが、魏晉時代の蘇邛県や定笮県の地が張巖によって

討伐され、蜀漢の支配下に入ったことについてはかつて別稿で考察した。右の史料はこの地がその後蛮獠の地となっていたが、北周の武帝の時代になって再び王朝の支配下に復したことを伝えている。前稿における考察において、この嶺州の地に南斉の時代、越嶲獠郡が設置されたことを指摘したが、その点を踏まえると南朝の時代に王朝の支配がこの地に全く及んでいなかったということはできない。しかし、その支配が何らかの形で及んでいたとしても、「獠郡」という表現や昆明県の条に「漢將張巖殺其豪率、遂獲塩鉄利。後没蠻夷。周武立定筭鎮。」とする記述がみえることから窺えるように、それは国家による直接的支配とは大きく隔たったものであったと考えられ、また北周武帝のときそこに「鎮」（定筭鎮）が置かれていることは、そこにまず軍政がしかれたことを示しており、前稿で考察した南朝の斉のときの簡州設置前の牛鞞戍、梁のときの瀘州設置前の安樂戍や邛州設置前の蒲水頓などの設置と同断のことがこの地にも生じていたことが窺われる。

また、元和郡県志卷三三、劍南道下、陵州の条に、

陵州、禹貢梁州之域。秦爲蜀郡地。在漢即犍爲郡之武陽縣之東境也。晉孝武帝太元中、益州刺史毛璩置西城戍、以防鹽井。周閔帝元年又於此置陵州、因陵井以爲名。陵井者、本沛國張道陵所開。故以陵爲號。晉太元中、刺史毛璩乃於東西兩山築城、置主將防衛之。後廢陵井、更開狼毒井。今之煮井是也。居人承舊名、尚曰陵井、其實非也。……管縣五、仁壽、貴平、……仁壽縣……陵井、縱廣三十丈、深八十餘丈。益部塩井甚多、此井最大。以大牛皮囊盛水、引出之。役作甚苦、以刑徒充役。中有祠、蓋井神。

とあり、輿地紀勝卷一六七、瀘川府路、富順監、古迹、金川廟の条に、

九域志云、蓋鹽井神也。……井主梅澤神姓梅。梅本夷人。在晉太康元年、因獵、見石上有泉、飲之而鹹。遂鑿石至三百尺。鹹泉涌出、煎之成鹽。居人賴焉。梅死、官爲立祠。偽蜀封金川王。

とある。前記事は蜀における塩井の防衛のため国家が「戍」を置いていたことを伝えており、後記事は塩井そのものを「夷」が発見することのあったことを伝えているが（後記事に拠ればのちには神として祀られている）、このことを先の元和郡県志の記事に「漢將張巖殺其豪率、遂獲塩鉄利。後没蠻夷。」とみえることや、三国志卷四三張巖伝に、

定笮、臺登、卑水三縣去郡三百餘里、舊出鹽鐵及漆、而夷徼久自固食。巖率所領奪取、署長吏焉。

とある史料などと合わせ考えられた際、当時の国家による軍事支配が、前稿で考察した州郡県の再置、対北朝の軍事的前線基地、

或いは本稿冒頭で指摘した獠口の奪取や獠に対する課税といったことのほかに、彼らが保持していた塩井などの生産手段の奪取、或いは彼らからそれを防衛するということをもその目的としていたことが想定される。

一方、右の欄州にその北辺において接する黎州について、元和郡県図志卷三二、劍南道中、黎州の条には、  
羈縻州五十七、並蛮夷部落大首領主之。

とあり、太平寰宇記卷七七、劍南西道六、黎州の条には、

漢爲沈黎郡地。宋齊以來、並於此爲沈黎郡。後周破羌蛮、盡得此土、因立黎州。隋初……西至鄜清縣一百八十里。其城西臨大渡河、河西即生羌蠻界。……東南至粟蠻部落二百里。……風俗……蕃部蠻夷混雜之地、元無市肆、每漢人與蕃人博易、不使見錢。漢用紬絹茶布、蕃部用紅椒鹽馬之類。

とある。黎州は南齊時代に沈黎郡の設置をみた地であるが、右はその黎州が北周の時代に設置をみたものであることを伝えている。ただ、右の記事は同時に隋になるとその州が廃され鎮の設置をみたこと、この地には羈縻州が多数設置されていたこと、そこにおける蛮漢間の現物交易などを伝えており、これらのことからこの時点における黎州の地に対する国家の支配は、一旦は州の設置をみるものの、決して安定したものではなかったことがわかるのである。

以上は、成都の西南地方に展開する地域の北周時代における状況であるが、次にこれと隣接する成都の南方、及び南東に展開する眉州、嘉州、資州、瀘州の状況について見てみよう。元和郡県図志卷三二、劍南道中、眉州洪雅県の条に、

本（南齊の）齊樂郡之南境也。自晉迄宋、夷獠有其地。周武帝攘卻夷獠、立洪雅鎮。隋開皇十三年（五九三）、改洪雅爲丹稜縣、更於此置洪雅縣、兼帶洪雅鎮、屬眉州。

とある。眉州は前稿で考察したように、梁の時代に武陵王蕭紀が獠を討伐して青州を置いたが、それが西魏の時代に眉州と改称されたものである。右は北周の時代、その眉州の管県である、通義、彭山、丹陵、青神、洪雅県のうちの洪雅の地に獠を斥けて鎮を設置したことを伝えているが、青神県についてもそれが獠を斥け西魏の時代に設置されたものであることについては前稿で指摘した。また、通義、丹陵の地における置県も魏周の時代に行われたものである（元和郡県図志卷三二、太平寰宇記卷七四等参照。因みに彭山には北周の武帝のとき、郡が設置されている。元和郡県図志卷三二、眉州条）。このことを眉州が梁の武陵王蕭紀の「開通外徼」（元和郡県図志卷三二、眉州条）によって州の建置をみた地であることと合わせ考え

ると、これら通義、彭山、丹陵の三県建置に関する記述のなかに、直接的に獠地であるとすゝる記述はみえないが、これらの地も他の眉州屬県である青神、洪雅兩県と同じくかつては獠地であり、そこに郡県が設置されたものであると考へて大過ないであらう。このことはまた当時、眉州に対する國家の支配がより細かく浸透しつつあつたことを示していることになるであらう。因みに、太平寰宇記卷七四、劍南西道三、眉州洪雅縣の條には、先にみた元和郡県圖志と同様の記載がみえ、それに續けて、

夷獠蕃碑、在縣市中。

とあるが、これは当時、獠との間では一定の約束が取り決められ、それが碑の形で市において公告されていたことを示している。

また、元和郡県圖志卷三一、劍南道上、嘉州龍遊縣の條には、

龍遊縣。……本漢南安縣地。周武帝保定元年（五六一）於此立平羌縣。……以隋將伐陳、理舟艦於此。

とある。嘉州は現在の樂山を含む地であるが、右はその龍遊縣の地に平羌縣を建て、伐陳のための艦船の建造をなしたことを伝えている。この平羌縣については、同圖志同卷、嘉州平羌縣の條に、

平羌縣。……本漢南安縣地。周武帝置平羌縣。……開皇四年（五八四）改州理平羌縣爲峨眉縣、仍於今縣東六十里、

別立平羌縣。大業十一年（六一五）夷獠侵沒、移於今理。

とあり、この具が獠との交戦の前線にあつたことを伝えている。同様のことは太平寰宇記卷七四、劍南西道三、嘉州平羌縣の條に、

周保定元年（五六一）置平羌縣。因平羌山爲名、屬平羌郡。隋開皇三年、罷以縣屬嘉州。仁壽元年（六〇一）獠叛。

とあることから窺へるが、当時の四川の夷獠の制圧が、右掲の龍遊縣における舟艦の建造に示されるように、伐陳という当時の中國全体の政治状況の推移とも連動するものであつたことは注意しておく必要があるであらう。

また、元和郡県圖志卷三一、劍南道上、資州盤石縣の條に、

本漢資中縣地。後爲夷獠所居。周武帝於漢資中故城、置盤石縣、屬資中郡。隋開皇三年、罷郡、屬資州。

とあり、同圖志同卷、資州内江縣の條に、

本漢資中縣也。後漢分置漢安縣。李雄之後、陷於夷獠。周武帝天和二年（五六七）、於中江水濱置漢安戍。其年改爲中江縣、屬資中郡。隋文帝避廟諱、改爲內江縣、屬資州。

とあり、同図志同卷、資州資陽県の条に、

本漢資中縣也。屬犍爲郡。李雄亂蜀、縣荒廢。後魏廢帝二年（五五三）、始通巴蜀、開拓資中。周明帝於資中縣置資陽縣、因資水爲名。

とあり、西魏のとき資州の設置をみたこの地に、北周の時代相次いで戍や県が設置されていったことを伝えている。周書卷二八陸騰伝には、王朝と獠との間のそうした州県設置時における熾烈な抗争の有り様を伝えて、

（保定）二年（五六二）、資州黎石民反、殺郡守、據險自守。州郡不能制。騰率軍討擊、盡破斬之。蠻獠兵及（反？）、所在蜂起。山路險阻、難得掩襲。騰遂量山川形勢、隨便開道。蠻獠畏威、承風請服。所開之路、多得古銘、並是諸葛亮桓溫舊道。是歲、鉄山獠抄斷內江路、使驛不通。騰乃進軍討之。……（獠）応時奔潰、一日下其三城。斬其魁帥、俘獲三千人、招納降附者三萬戸。

と伝えている。

また、太平寰宇記卷八八、劍南東道七、瀘州の条には、上でみた資州の南、瀘州の属県について、

……瀘川縣……多瘴氣……合江縣……梁於安樂溪置安樂戍於此。周武帝保定四年、改爲合江縣……

とあり、梁の時代安樂戍の設置を見、西魏の時代に瀘州が設置された彼の地の州県支配体制も着実に進展し、安樂戍は合江県とされていることがわかる。

以上、永らく獠地であったが、梁、西魏と相次いで新たな州県や鎮戍の設置をみた該地域に、北周時代、王朝の支配がさらに展開しつづつあったことを伝えた史料をみてきたが、一方で、右述の史料群の存在はそうした支配の進展に獠側が強く反発していたことをも示しており、この点も当該時代の民族問題を考える上で注目しておく必要があるであろう。

また、資治通鑑卷一七〇、陳紀四、臨海王、光大二年（五六八）十一月の条に、北周武帝のときのこととして、

梁州恆稜獠叛。総管長史南鄭趙文表討之。……（註）「文表既平獠、遂置爲蓬州。……」……（註）「蓬州、本漢石渠之地。李勢時爲獠所據。蕭齊建歸化郡。梁置安固縣及伏虞郡。後周置蓬州。因蓬山而以爲名也。」

とあり、蓬州の設置を見、周書卷一五李輝伝には、李輝について、

建徳元年（五七二）出爲綏管梁洋等十州諸軍事、梁州刺史。時渠蓬二州生獠、積年侵暴。輝至州綏撫、竝來歸附。

とあり、周書卷三九辛昂伝には、辛昂について、

俄轉通州刺史。昂推誠布信、甚得夷獠勤心。

（北周武帝）天和初、治武都太守。十姓獠反、文思討平之、復治翼州事。

とある。これらは、先に考察した成都の西南、南方、南東といった地域における獠の事例以外の北周時代の史料であるが、この内、蓬州は山南西道中部に属する州であり、梁の時代、帰化郡設置の流れを受けて安固県を設置をみた州である。渠州は梁の時代に北宕渠郡、継いで渠州やその属渠郡山県を設置をみた州である。通州は蓬州、渠州に隣接する、同じく梁の時代に萬州の設置をみた州である。武都は本稿で考察の対象としている四川外の甘肅南部の地における獠についての記述である。これらの地域の獠についての北周時代の記述は多くはないが、右述の周書李輝伝の記載に「生獠」という表現がみえること、或いは太平寰宇記卷一三九、山南西道七、蓬州の条に、いま考察の対象としている地域のうちの蓬州の風俗の条に、

風俗、雜以獠戸。

とするような記述が後の趙宋時代にあっても見出だされることから、こうした地域の獠が漢化を遂げ、北周時代、従前に比べその存在の比重が軽くなっていたと即断することは出来ない。むしろこの時代の史料が上でみたような成都の西南、南部、東南に偏って見出だされる理由は、王朝の支配がこの地域に強く及んでいった結果、獠の反抗もまた強かったためと理解すべきであらう。

## 二 隋時代の四川

隋時代の獠について記述のうち、梁益地域のいずれの地点であるかを特定せず、その状況を伝えたものと考えられるものとしては、次のような史料を挙げる事が出来る。即ち、(1)隋書卷二九地理志、梁益の条に、

傍南山雜有獠戸。富室者頗參夏人爲婚。衣服居所言語、殆與華不別。

とあり、(2)隋書卷二九地理志、梁益の条に、

其邊野富人、多規固山澤、以財物雄役夷獠。故輕爲姦藏、權傾州縣。

とあり、(3)隋書卷二九地理志、梁益の条に、

又有獠狽蠻賈。其居處風俗、衣服飲食、頗同於獠、而亦與蜀人相類。

とあり、(4)隋書卷四六蘇沙羅傳に、蜀王楊秀の非行に關連して、

調熟獠、令出奴婢。沙羅隱而不奏。由是除名。

とあり、(5)北史卷九五獠傳に、

獠者、蓋南蠻之別種。自漢中達于邛笮川洞之間、所在皆有。

とある。(1)と(2)にみえる「夏人」、「蜀人」は漢人を指すのであろうが、とすれば、当時の獠のなかにはかなりの程度中國化を遂げたものが存在し、中には中國人と姻戚關係を結ぶ富裕なものも出現していたことがわかる。(3)にみえる「富人」はそうした獠との繋がりをもって獠地で豪強化したものであろうが、こうした豪強についてはかつて別稿で考察したことがある。(4)は隋のとき熟獠を奴婢として調することが違法行爲に当たったものであったことを伝えている。これは前節冒頭で周書獠傳の記載を挙げて、当時、獠が良とされるようになっていたことを指摘したが、このことと關連があるであろう。(5)は隋時代のみに当てはまるものではないが、北朝期の獠の分布が梁益の地の全域に及ぶものであったことを伝えている点で注目すべき史料である。これらの史料を総合して隋時代の状況を窺うと、獠の中國化の進展と、にもかかわらず相当な数の獠が依然として梁益の地に存在していたことがわかるのである。

次にこうした見通しを念頭に置きつつ、当該時代における梁益各地域の状況を追求してみよう。元和郡縣志卷三一、劍南道上、嘉州綏山県の条に、

綏山縣、……本漢南安縣地。隋大業十一年(六一五)、招慰生獠、立以爲縣。

とあり、同志同卷、嘉州玉津県の条に、

玉津縣、……本漢南安縣地。李雄時、夷獠自牂柯居焉。蕭紀置青州之地。隋大業十一年、於此置玉津縣。

とある。嘉州については先に、同志卷三一、劍南道上、嘉州平羌県の条に、

平羌縣、．．．本漢南安縣地。周武帝置平羌縣。．．．開皇四年（五八四）、改州理平羌縣爲峨眉縣、仍於今縣東六十里、別立平羌縣。夷獠侵沒、移於今理。

とある史料を引いて、北周時代に県を設置をみた平羌県の地において夷獠の侵入のあったことを指摘した。このことを右の綏山県、玉津県の史料と合わせ考えると、該地域に対する王朝の支配の一進一退ぶりを知ることが出来、王朝に支配が及ぶようになってきているにもかかわらず、一方で獠側の反抗にも根強いものがあったことが窺える。

また、元和郡県志卷三二、劍南道上、資州龍水県の条には、

本漢資中縣地。義寧二年（六一七）招慰夷獠。於此分置龍水縣。

とあり、同図志卷三一、劍南道上、資州清溪県の条には、

本漢資中縣地。自晉訖梁、夷獠所居。隋大業十二年（六一六）於此置牛鞞縣。．．．天寶元年（七四二）改爲清溪縣。

とある。獠地であった資州の地は、西魏の時代に州（資州）の設置を見、それを受けた北周の時代には、先にみたように獠の支配を脱して盤石県、漢安成（のち内江県）、資陽県等の属県の設置をみたのである。そうした資州において隋時代に牛鞞県、龍水県が設置されていることは、基本的にそれが前代の流れを受けたものであることを示しており、そこからは、王朝による該地への支配の着実な進展を窺うことが出来る。また、同図志同卷同条には、同じ資州の属県として、銀山、月山二県の名がみえるが、そこに、

銀山縣、本漢資中縣也。隋爲内江縣地。義寧二年、分置銀山縣。．．．月山縣、本漢資中縣地也。隋義寧二年、分置月山縣。

とあり、直接には獠の記述がみえないが、これらが何れも獠の招慰をへて龍水県の設置をみたのと同じ義寧二年に設置されていることや、銀山県がかつて獠地であった内江県を分け置かれた県であることから、この二県も先にみたの同じ流れの下に設置されたものと考えて大過ないであろう。こうした支配の進展は次のような事実からも確認される。即ち、元和郡県志卷三三、劍南道下、宋州の条に、

禹貢梁州之域、．．．李雄據蜀後、夷獠居之。所謂鐵山生獠也。隋開皇十三年（五九三）置大牢縣。武徳元年（六一八）割資州大牢、威遠二縣、於公井鎮置榮州。

とあり、同図志同卷、榮州和義県の条に、

和義縣、……本漢資中縣地。是瀘資二州界。隋大業十二年（六一六）、分置和義縣、以招和夷獠。故以和義爲名。とあり、同図志同卷、榮州威遠県の条に、

威遠縣、……本漢資中縣地。隋開皇三年（五八三）、於此置威遠成、以招撫生獠。十一年改成爲縣、屬資州。武德元年（六一八）、改屬榮州。鐵山在縣西北四十里。

とあり、太平寰宇記卷八五、劍南東道四、榮州の条に、

禹貢梁州之域、……地屬犍爲郡。……威遠縣、……隋開皇三年、於此置威遠成、以撫生獠。十一年改成爲縣、屬資州。唐武德元年、改屬榮州。

とある。右の榮州に関わる史料を整理すると、資州の鉄山に程近い威遠の地に開皇三年の時点で成を置き、十一年それを県となし、唐の武徳元年になってそれを榮州に属させるようにした。その榮州は、李雄が蜀に拠って以後「鉄山生獠」の地であったが、開皇十三年に始めて資州、瀘州を分け州の設置をみたところであり、大業十二年には和義県を獠を招撫して設置した、ということになるが、この「鉄山生獠」は、周書卷二八陸騰伝に、

（保定）二年（五六二）、資州榮石民反、殺郡守、據險自守。州郡不能制。騰率軍討擊、盡破斬之。蠻獠兵及（反？）、所在蜂起。山路險阻、難得掩襲。騰遂量山川形勢、隨便開道。蠻獠畏威、承風請服。所開之路、多得古銘、並是諸葛亮桓温舊道。是歲、鉄山獠抄斷内江路、使驛不通。騰乃進軍討之。……（獠）応時奔潰、一日下其三城。斬其魁帥、俘獲三千人、招納降附者三萬戸。

とある史料などを掲げて先に北周の資州の地への支配の拡大の際考察したところのものであり、大業十二年における資州牛鞞県の設置もこの流れのなかに生じたことといえるであろう。

また、元和郡県図志卷三二、劍南道中、黎州の条に、

周天和三年（五六八）、開越嶺、於此置黎州。隋廢州、置沈黎鎮。武徳元年罷鎮爲南登州。大足元年（七〇一）巡察使殷祚奏割雅州漢源、飛越、通望三縣置黎州。……管轄黎州五十七、並蠻夷部落大首領主之。……管縣二、漢源、通望。

漢源縣、……本漢旄牛縣地。隋仁壽二年（六〇二）平夷獠、於此置漢源鎮。因漢川水爲名。四年罷鎮立縣、屬雅州。貞觀三年（六二九）割屬嶺州。開元三年（七一五）分屬黎州。……沈黎鎮在縣東南六十一里。廓清城在州西一百八十里。銅山城在縣西北五十里。定蕃城在通望軍東一百八十里。要衝城在通望縣東一十三里。大定城、在州南二百三十里。乾元二年（七五九）改和集鎮置。已上五城、並貞元中（七六五—八〇四）韋皋置。通望縣、……本漢旄牛縣地。隋開皇二十年（六〇〇）、於此置大渡鎮。大業二年（六〇六）改爲陽山鎮。……天寶元年（七四二）改名通望縣。……沈黎鎮在縣東北六十一里。通望成、在縣西南一十二里。とある。かつて別稿で三国蜀の張巖が越嶲の地を攻略した際の状況を考察した際、彼が越嶲郡中央部の蘇邛県に拠り、越嶲郡と北接する漢嘉郡南部の旄牛夷と結び反抗する邑君冬逢とその弟隗渠を殺し、越嶲郡の郡治、邛都を回復した後、さらにその余勢をかけて邛都南西の定笮にあつて榮木夷と結ぶ狼岑を捷殺し、定笮、台登、卑水の地の鹽、鉄、漆の利を手中に収め、漢嘉郡界旄牛夷を懷柔、そのリーダー狼路を旄牛昫毗王に封ぜしめ成都と越嶲との間のルートを確保したこと明らかにした。その後この地は永く蛮地となるが、右はそこに隋の時代になって、獠の平定後、鎮が置かれたことを伝えているわけである。つまり、隋になってこの地に再び王朝の支配が強く及びはじめられているわけであるが、一方で右の記事には「沈黎鎮在縣東南六十一里。廓清城在州西一百八十里。銅山城在縣西北五十里。定蕃城在通望軍東一百八十里。要衝城在通望縣東一十三里。大定城、在州南二百三十里。乾元二年（七五九）改和集鎮置。……通望縣……沈黎鎮在縣東北六十一里。通望成、在縣西南一十二里。」ともみえ、唐時代の黎州が鎮、成、城といった組織を通じての軍事支配体制下に置かれていたことが窺える。こうした支配が必要とされたのは、結局この地が夷獠の地としての性格を唐時代になつてもなお一面で保持していたためと考えられるが、このことは梁時代以降、吳、鎮などが置かれていった四川の他の地域の問題を考える上でも重要な示唆を与えるものといえよう。この点をどの様に考えるべきかという点について、いま隋時代より後の唐宋時代の考察を行うことを通してさらに検討してみよう。

### 三 唐時代以降の推移

本節では本稿の主題である南北朝時代における獠の実態如何の問題をより鮮明にするための手段として、比較という観点から、これより後の唐や宋の時代の四川の獠について一瞥することとする。

かつて松井秀一氏は「唐代前半期の四川——律令制支配と豪族層との関係を中心として——」と題する論考を発表し、そのなかで、

（四川は……報告者加筆）一般的に中原等の漢族社会と異つて後進的な様子を示している。殊にこの地方に殆ど普遍的に見られる獠族の存在をみのがすことは出来ない。彼らは律令体制がとられた隋朝から唐初にかけて各地で叛乱をおこし討平されている。今唐代に入つてからのものを挙げてみよう。

武徳 二・一〇、時集州獠反、（龐）玉討之。

三・二、開州蛮再擊則陷通州、三月復開・通州。

六・九、邛（与邛同）州獠反、遣沛公鄭元壽討之。

七・二、始州（後の劍州）獠反、遣行台僕射竇軌討之。

洋・集二州獠反、陷隆州晋城。

七・四、通事舍人李鳳起擊万州反獠平之。

七・五、竇軌破反獠於方山（巴・隆Ⅱ後の閬州）、俘二万餘口。

八・一一、眉州山獠反。

九・三、益州道行台尚書郭行方擊眉州叛獠破之。

郭行方擊叛獠於洪・雅二州大破之、俘男女五千口。

九・一二、益州大都督竇軌奏、称獠反、請發兵討之。

貞觀 七・五、雅州道行軍總管張士貴擊反獠破之。

七・一二、嘉・陵州獠反、命邗江府統軍牛進達擊破之。

一二・八、霸州山獠反、燒殺刺史向邵陵及吏民百余家。

一二・一〇、巴州獠反。

一二・一二、左武侯將軍上官懷仁擊反獠於壁州大破之、虜男女万余口。

一三・四、遣使武侯將軍上官懷仁擊巴・壁・洋・集四州反獠平之。虜男女六千余口。

二二・九、彊偉等發民造船、役及山獠、雅・邛・眉三州獠反。

儀鳳 元・一、納(瀘)州獠反、勅黔州都督發兵討之。

先天 元・五、益州獠反。

このように(な?)獠族を中心とする蛮夷の叛乱は安史の乱が勃発した混乱時、乾元二年一〇月、邛・簡・嘉・眉・瀘・戎等の州蛮が叛するまでみられない。律令制時代、四川地方におけるもつとも重要な国家的問題であつた対獠族征服戦争は略々高祖・太宗の二代に集中的に行われたのである。

と述べられた。松井氏の右に挙げた事例はいずれも資治通鑑の記事によるものであるが、そこにみえる洋州、集州、閬州、巴州、壁州、通州、開州、万州は山南道に属する、邛州、劍州、益州、邛州、簡州、眉州、陵州、嘉州、瀘州は劍南道に属する州であり(後掲付図参照)、かつ南北朝時代にあつても獠が広く分布した地域である。その反乱は右にみえるように、安史の乱時の乾元年間においても瀘州、戎州といつた南方の州にとどまらず、邛州、簡州、嘉州、眉州といつた州においても依然として生じるほどの根強いものであつたが、このことは唐時代の四川の問題を考える上で必ずおさえておく必要があるのであろう(また、このことは本稿が主たる関心をよせている南北朝時代の四川の問題を考える上でも重要な示唆を与えるものである)。

いま、こうした状況にあつた該地域の獠について個別の州具を取り上げ、さらに具体的に考察してみよう。元和郡県図志 卷三一、劍南道上、嘉州羅目県の条に、

羅目縣(今峨眉山)、……本漢南安縣地。麟德二年(六六五)、招慰生獠。於今縣西南一百八十三里、置沐州及羅目縣。……羅目、獠中山名。因以名縣。

とあり、太平寰宇記卷七四、劍南西道三、嘉州峨眉県の条に、

峨眉縣、……本南安縣。即青衣道地也。……唐乾元三年(七六〇)獠叛、移就峨眉觀東。今縣理是也。

とある。嘉州は前稿で考察したように、南朝梁の武陵王蕭紀が獠地に青州を建て、北周の時代以降、嘉州と改称された州で



あるが、その属県八の内の綏山県、玉津県は前節でみたように隋時代に獠を招慰して設置された県である。また、同じく属県の平羌県が同じ隋の時代に獠の攻撃を受け没していることも、その際指摘した。右の羅目、戩眉両県についての記述はその後の獠の活動を伝えたものである。また、太平寰宇記同巻、嘉州犍爲県の条には、

唐上元元年（七六〇）、犍嘉州。天福元年（九三六）、獠叛、移於江西岸。縣南臨大江。

とあるが、これは唐の後の五代の時代になっても、この嘉州の地では県城が獠の攻撃にさらされるような状況の存したことを伝えている点で注目すべき事例である。

嘉州北西の雅州の場合、その支配は嘉州よりも一層困難な状況と対峙していたと想定される。旧唐書卷四一地理志、劍南道、雅州の条に、雅州管下の犍麩州についての記述がみえ、そこに、

雅州都督一十九州、并生羌、生獠犍麩州、無州縣。

とあり、元和郡県志卷三二、劍南道中、雅州盧山県の条に、

盧山縣、……本秦嶺道縣地。……盧山在縣西北九里。其山西北連延入夷獠界、北即邛州火井縣界。……（盧山県

靈閔鎮の条）関外即夷獠界。

とあり（通典卷一七六、州郡六には、雅州盧山県のこととして、「盧山、有靈山關、関外夷獠界。」とみえる）、輿地紀勝

卷一四七、成都府路、雅州、風俗形勝の条に、

控帶夷落。在蜀最爲保障。當蠻出入之咽喉。唐開府爲都督。……襟帶邛笮、犍麩諸蕃。……州以雅名、地多嵐瘴、西

蜀之襟帶、南詔之咽喉、……古稱青衣漢嘉。

とある記事などは、そうした状況をよく伝えている。

南方の黎州や嶺州、瀘州、戎州の場合も、確かに元和郡県志卷三二、劍南道中、嶺州會川県の条に、

會川縣、……本漢會無縣、屬越巂郡。蕭齊没於夷獠。高宗上元二年（六七五）於其地置會川縣。

とあり、太平寰宇記卷八八、劍南東道七、瀘州の条に、

（瀘州）元管溪洞犍麩州十六。……納州、儀鳳二年（六七七）、開山洞置。……薩州、儀鳳二年、招生獠置。……

晏州、儀鳳二年、開生獠置。……長寧州。……寧州、儀鳳二年開山（洞？）置。……

とあるように、その支配の拡大もみられたが、その境域が広く南方に偏しているため、雅州と似た獠統治に苦しむ王朝の姿がそこにみられた。そのことは、旧唐書卷四一地理志、劍南道、黎州の条に、

黎州統制五十四（羈縻）州、皆徼外生獠。無州、羈縻而已。

とあり、太平寰宇記卷七七、劍南西道七、黎州通望果の条に、

・・・廢琉璃城在大渡河南。太和五年（八三一）、節度使李德裕築。已上諸城、皆禦西番之所致也。舊統制五十五州、皆徼外生獠、無州縣、羈縻而已。

とあり、旧唐書卷四一地理志、劍南道、瀘州の条に、

瀘州都督十州（瀘州都督府所管納、薛、晏・・・等十羈縻州）皆招撫夷獠置。

とあり、太平寰宇記卷八八、劍南東道七、瀘州の条に、

（瀘州）元管溪洞羈縻州十六・・・扶徳州・・・二州連接黔府。及拓在生蠻承前不輸稅課。能州・・・浙州・・・四州輸納半稅。其州在邊徼。溪洞不伏供輸。納州、儀鳳二年（六七七）、開山洞置。・・・藍州・・・順州・・・宋州・・・高州・・・奉州・・・思峨州・・・薩州、儀鳳二年、招生獠置。・・・晏州、儀鳳二年、開生獠置。・・・長寧州・

・・・鞏州、儀鳳二年、開山置。・・・

とあり、太平寰宇記卷七九、劍南西道八、戎州南溪果の条に、

廢歸順縣、在州西北三十里。亦犛道地。唐貞觀中、羣獠歸服。因於此立鎮、以撫之、以歸順爲名。聖曆三年（七〇〇）分邠耶縣、就廢鎮置縣、以處生獠。皇朝併入犛道縣。

とあり、太平寰宇記卷七九、羈縻州の条に、

右十六州舊屬戎州都督。天寶以前、朝貢不絶。天寶以後、没在蠻境。・・・其州近滇池並是蠻夷諸獠緣地、最遠、與姚嵩州雲南接界。

とある史料などから容易に窺われるところである。

一方、巴地の状況は、元和郡県補志卷五、山南道、蓬州伏虞果（現宮山北）の条に、

伏虞縣・・・伏虞山、在縣東南六十五里。甚險。蛮獠被征、即遁入此中。

とあり、元和郡縣補志卷五、山南道、通州巴渠渠の条に、

本漢宜漢縣地。劉宋置巴渠郡、并置巴渠縣。以境在巴川宕渠之間故也。隋開皇初廢。永泰元年（七六五）復析石鼓縣之四鄉置縣。地當蠻獠之邊界。其民俗聚會、則擊鼓木牙唱竹枝歌、以爲樂。

とあり、資治通鑑卷一八七、唐紀三、高祖武德二年（六一九）、冬十月の条に、集州（現南江）のこととして、

以左武侯大將軍龐玉爲梁州總管。時集州獠反。玉討之。獠據險自守、軍不得進。糧且盡。熟獠與反者皆鄰里親黨、爭言賊不可擊。請玉還。玉揚言、秋穀將熟、百姓毋得收刈、一切供軍、非平賊吾不返。聞者大懼曰、大軍不去、吾曹皆將殺死。其中壯士乃入賊營、與所親潛謀、斬其渠帥而降。餘黨皆散。玉追討、悉平之。

とあるように、その存在と王朝への抵抗を窺うことが出来るが、一方でそれが南方、西方と比較して弱く、徐々に王朝から追いつまれていく状況を窺うことが出来る。巨視的にみたとき、このことは前稿で述べた、王朝の支配回復の試みがその前代にあつてまずこの巴の地から着手されていったことと無関係ではないであろう。また、この地にあつては、太平寰宇記卷一二二、江南西道二〇、南州の条に、

南州、禹貢梁州之域。周屬雍州、戰國時爲巴國界。秦則巴陵之地。……唐武德二年割渝州之東界地置州。……按九州要記云、樊溪生獠招慰以置之。即此郡也。

とあり、元和郡縣志卷三三、劍南道下、昌州の条に、

昌州（今大足）、本漢資中縣東境。……皇朝乾元元年（七五八）、左拾遺李鼎祚奏、以山川闊遠、請割瀘、普、渝、合、資、榮等六州界、置昌州。……遂罷廢。大曆十年（七七五）、本道使（東川節度使）崔寧又奏復置、以鎮庄夷獠。とあるような、一層奥地の山地地帯まで王朝の支配が及びつつあつたことが窺えるのである。

四川北部における獠についての史料としては、資治通鑑卷一九〇、唐紀六、高祖武德七年（六二四）二月丁未の条に、始州（後の劍州）獠反。遣行臺僕射竇軌討之。

とあり、新唐書卷四二地理志、真州の条に、

真州……雞川（中下）。先天元年、析翼水縣地、開生獠置。本隸悉州、天寶元年、隸翼州。昭德（下）。本識曰。顯慶元年、開生獠置、隸悉州。天寶元年、隸翼州。

とあり、冊府元龜卷九八五、征討四、武徳七年（六二四）の条に、

五月、吐谷渾寇松州、遣益州行臺左僕射賈軌自翼州道・・・擊之。是月賈軌擊反獠于方山（今阿坝州境）、俘二萬餘口。とある史料を挙げる事が出来るにとどまる。

以上、唐時代の獠について若干の考察を加えたが、次に趙宋時代の獠について太平寰宇記所載史料を用いて一瞥しておく。

1 風俗、・・・州民與夷獠錯居。華人其風尚侈。其俗好文。夷人椎髻跣足、短衣袴醜、信鬼神、以竹木爲樓居。不知禮儀、法律不能拘。  
（太平寰宇記卷七四、劍南西道三、嘉州の条）

2 風俗、此郡與夷獠相雜、愈於諸郡。  
（太平寰宇記卷七五、劍南西道四、邛州の条）

3 風俗、同邛州。邛雅之夷獠、婦人娠七月而産。産畢置兒、向水中。浮者取養。沈者棄之。千百無一沈者。長則拔去上齒如狗牙。各以爲華飾。今有四牙長於諸牙、而唇高者、別是一種、能食人。無長齒不能食。俗信妖巫、擊銅鼓、以祈禱至今。廬山縣新安鄉五百餘戶、即其遺人也。  
（太平寰宇記卷七七、劍南西道六、雅州の条）

4 風俗、其土有四族。黎、蒯、眞、牟。夷夏雜居、風俗各異。其蠻獠之類、不識文字。不知禮教、言語不通。嗜欲不同。椎髻跣足、鑿齒穿耳、衣緋布羊皮莎草、以神鬼爲徵驗、以殺傷爲戲笑。少壯爲上、衰老爲下。男女無別、山岡是居。  
（太平寰宇記卷七九、劍南西道八、戎州の条）

5 風俗、夏人少、蠻獠多。男不巾櫛、女衣班布。姓名顛倒、不知禮法。  
（太平寰宇記卷八五、劍南道八五、榮州の条）

6 瀘州、禹貢梁州之域。春秋戰國時爲巴子國。秦爲巴郡。漢爲犍爲郡之江陽符二縣。後漢因之。・・・戶、唐開元戸一萬六千五百九十四、皇朝管漢戸主二千四十七、獠戸一千四百一十五。風俗、地無桑麻。每歲畚田、刀耕火種。其夷獠則與漢不同。性多獷戾、而好淫祀。巢居巖谷、因險憑高、着班布、擊銅鼓、弄鞘刀。男則鬻髻跣足、女則椎髻橫居。夫亡婦不煇家、葬之崖穴。刻木爲契、刺血爲信。啣冤罪則累代相酬。乏用則鬻男女。其風俗如此。  
（太平寰宇記卷八八、劍南東道七、瀘州の条）

7 土産、・・・茶、按茶經方瀘州茶樹。獠常携瓢具、穴其側、每登樹採芽茶、必含於口、待其展。然後置瓢中、旋塞其竅。

歸必置於暖處。其味極佳。又有鹿者、其味辛而性熱。彼人飲之療風、暈呼爲瀘。

(太平寰宇記卷八八、劍南東道七、瀘州の条)

8 風俗、有夏風、有獠風。悉住叢菁、懸虛構屋、号闌蘭。男即蓬頭跣足、女即椎髻穿耳。以生處山水爲姓名、以殺爲能事。父母喪不立几筵。

(太平寰宇記卷八八、劍南東道七、昌州の条)

9 涪州……土産、連頭獠布……賓化縣……按新圖經云、此縣民並是夷獠、露頂跣足、不識州縣、不會文法、與諸縣戶口不同、不務蠶桑、以茶蠟供輸。

(太平寰宇記卷一二〇、江南西道一八、涪州の条 現在の涪陵、長壽、南川の地)

10 渝州……風俗、大凡蜀人風俗一同。然邊蠻界鄉村有獠戶、即異也。今渝之山谷中有狼獾鄉、俗構屋高樹。謂之闌蘭。不解絲竹。唯吹銅鼓、視木葉、以別四時。父子同諱、夫妻共名、祭鬼以祈福也。

(太平寰宇記卷一三六、山南西道四、渝州の条)

11 蓬州……風俗、雜以獠戶。

(太平寰宇記卷一三九、山南西道七、蓬州の条)

本稿の今までの考察でもみたように、太平寰宇記の唐時代以前における獠に関する記述は、その叛乱、招撫、郡県の設置等の形で記載されていたのであるが、右に掲げた趙宋時代の史料を通観すると、それらが前代のそれと異なり、獠について記述するとき、その殆ど全てを「風俗」の条に掲げていることに気付く。この点は前代と比較した際強い対照をなしており、そこに前代と宋時代との間に質的相違を感じさせるものがある。唐宋時代の獠に関して筆者が検索した史料は、いまだ南北朝のそれに網羅的なものではないので、この点に関しては今後さらに検討する必要があるが、もしこうした想定に誤りがないとすれば、そうした相違の生じた原因が存在する筈である。その際、前稿や本稿における考察によって知り得た、降代するにしがって進展する王朝権力浸透という事柄を勘案し、その主要な原因の一として、王朝と獠との軍事的抗争が南北朝、隋唐の変遷をへながら唐時代においてほぼ王朝側の勝利に帰したことをあげることは、この問題に対する解答としてそれほど大筋を逸するものではないであろう。

おわりに

本稿では前稿を受けて、北周以降の南北朝時代における四川地域の民族問題について考察した。その過程で、梁や西魏の動きをへて北周時代以降も獠地に対する王朝の支配が浸透、拡大したことを指摘してきた。また、一方でそうした進展にもかかわらず、王朝の支配に抗する獠側の動きの根強さもまた同時に明らかとなった。また、その傾向が唐時代になっても続いてきたことも明らかとなったが、先に述べたように、唐時代以降の獠の問題に関して筆者はその関連する史料をいまだ十分には検索しえていないので、唐宋時代の四川の獠の問題については、今回知りえたことを踏まえ、さらに検討すべき点が多い。ただし、獠の反抗が一方であったとはいえず、五胡十六国から隋唐へと時代が降るに従って王朝の支配が強化され、その結果出現した唐時代の王朝の支配が、それ以前の支配、即ち南北朝、五胡十六国時代にとどまらず、魏晉、秦漢時代における支配と比較しても格段に強化されたものになっていることは確かなことである。そのことは唐時代の四川における州の配置が、それ以前と比較して格段に密なものになっていること（後掲付図参照）、或いは前節までの考察においても若干の事例をあげたが、かつて獠地であったところに圧倒的多数の新県の設置が降代するに従ってみられるようになることなどからも知ることができるのであろう。それは例えば、左に掲げるような元和郡県図所載の獠の存在が記述されている劍南道に属する各州の属県設置についての記述を概観するだけでも容易に知ることが出来る。（☆印は「獠」という記述が明確に史料の上に見える州県を示す。）

☆邛州 属県七 秦蜀郡地↓宋齐梁不置郡県↓梁置蒲口頓（以備生獠）↓梁置邛州

☆臨邛県 本漢臨邛県↓（李雄乱後、為獠所侵）↓西魏廢帝再置

大邑県 漢江原県地↓唐割晋原県西界置

安仁県 本臨邛県地↓唐割臨邛、依政、唐興県置

依政県 本臨邛県地↓西魏置

臨溪県 本臨邛県地↓西魏置

火井県 ↓ 本臨邛県地 ↓ 西魏置  
蒲江県 ↓ 本臨邛県地 ↓ 西魏置

☆簡州 属県三 秦蜀郡地 ↓ 漢犍為郡 ↓ (李雄拋蜀、夷獠内侵) ↓ 南齐牛鞞戍 ↓ 隋置簡州

陽安県 ↓ 本漢牛鞞県 ↓ 西魏置

☆金水県 ↓ 本漢広漢郡新都県地 ↓ 東晋置金泉戍 (平生獠) ↓ 西魏為県

☆平泉県 ↓ 本牛鞞県及符県地 ↓ (後為獠所居) ↓ 西魏置

☆資州 属県八 秦蜀郡地 ↓ 漢犍為郡資中県地 ↓ (李雄之乱、夷獠居之) ↓ 西魏置資州

☆盤石県 ↓ 本漢資中県地 ↓ (後為獠所居) ↓ 北周置

☆資陽県 ↓ 本資中県地 ↓ (李雄乱蜀、県荒廃) ↓ 北周置

☆内江県 ↓ 本資中県地 ↓ (李雄之後、陥於夷獠) ↓ 北周置漢安戍 ↓ 北周為県

丹山県 ↓ 本資中県地 ↓ 唐置

銀山県 ↓ 本資中県地 ↓ 隋置

☆龍水県 ↓ 本資中県地 ↓ 隋 (招慰夷獠) 置

☆清溪県 ↓ 本資中県地 ↓ (自晋訖梁、夷獠所居) ↓ 隋置牛鞞県 ↓ 唐改名

月山県 ↓ 本資中県地 ↓ 隋置

☆嘉州 属県八 秦蜀郡地 ↓ 漢犍為郡南安県地 ↓ (後為獠所居) ↓ 梁置青州 ↓ 北周改名

龍遊県 ↓ 本漢南安県地 ↓ 北周置平羌県 ↓ 隋改名

夾江県 ↓ 本南安県地 ↓ 隋 (廃戍) 置

☆崧山県 ↓ 本南安県地 ↓ 隋 (招慰生獠) 置

民族問題を中心としてみた北朝後期段階における四川地域の状況について (川本)

☆羅目県

本南安県地↓

↓唐(招慰生獠)置

峨眉県

本南安県地↓

↓北周置平羌県↓北周改名

☆玉津県

本南安県地↓(夷獠自牂柯人居)

↓(梁招慰)↓隋置

平羌県

本南安県地↓

↓北周置

犍為県

本南安県地↓

↓北周置武陽県↓隋改名

☆戎州 属県五

漢犍為郡犍道県↓(李雄窃拋空廢)

↓梁(討定夷獠)置戎州

犍道県

本漢犍道県↓(永嘉後荒廢)

↓梁置

義寶県

本漢南安県地↓

↓唐置

☆開辺県

本漢犍道地↓

↓北周置外江県↓隋置↓(後獠叛)

南溪県

本犍道県地↓

↓梁置南広県↓隋改名

☆犍順県

↓唐(以生獠)置

☆雅州 属県五

秦蜀郡地↓(此地荒廢、夷獠居之)

↓西魏置蒙山郡↓隋置雅州

嚴道県

本秦嚴道県↓(有蛮夷曰道)

↓西魏置始陽県↓隋改称

百丈県

本嚴道県地↓

↓唐置

名山県

本嚴道県地↓

↓西魏置蒙山県↓隋改名

廬山県

本嚴道県地↓

↓隋置廬山鎮↓隋為県

榮経県

本嚴道県地↓

↓唐置

眉州 属県五

漢犍為郡武陽県南境↓

↓梁(開通外徼)置青州↓西魏改名

通義県

本武陽県南境↓

↓西魏置

彭山県 本武陽県↓

↓北周置隆山郡↓唐改名

丹稜県

↓齊置齊樂郡↓北周置洪雅県↓隋改名

☆洪雅県

本齊樂郡南境(自晋迄宋夷獠有其地)

↓北周(攘卻夷獠)置洪雅鎮↓隋為県

☆青神県

本漢南安県地↓(李雄之後夷獠内侵)

↓西魏置青衣県

黎州 屬県二 漢沈黎郡↓

↓北周(開越嶺)置黎州

☆漢源県

本漢旄牛県地↓

↓隋(平夷獠、置漢源鎮)↓隋為県

通望県

本漢旄牛県地↓

↓隋置大渡鎮↓唐改名

☆瀘州 屬県七

漢越嶺郡↓(魏晋已遷、蛮獠鈔窃)

↓北周(開越嶺)置巖州↓隋改名

越嶺県

本漢邛都県地↓

↓隋置

西瀘県

本邛都県地↓

↓北周置司泉県↓唐改名

☆蘇邛県

本蘇邛県↓(後陷夷獠)

↓北周(重開越嶺)復置

臺登県

本臺登県↓

↓北周(重開越嶺)復置

邛都県

本邛都県地↓

↓北周置

☆昆明県

本定笮県地↓(後没蛮夷)

↓北周置定笮鎮↓唐為県改名

☆会川県

本会無県↓(蕭齊没於夷獠)

↓唐置

☆栄州 屬県六

秦蜀郡地↓漢南安県地↓(夷獠居之)

↓隋置大牢県↓唐置栄州

旭川県↓

本漢南安県地↓

↓唐置

杏官県

本漢南安県地↓東晋置冶官県

↓隋改名

和義県

本漢資中県地↓

↓隋置

民族問題を中心としてみた北朝後期段階における四川地域の状況について(川本)

☆威遠県

本資中県地↓

↓隋置威遠成（以招撫生獠）↓隋為県

公井県

本漢江陽県地↓

↓北周置公井鎮↓唐為県

応靈県

本漢資中県地↓

↓隋置大牢鎮↓隋為県↓唐改名

☆瀘州 屬県五

秦巴郡地↓漢犍為郡江陽符県地↓（後為獠所没）↓梁置瀘川（県？）↓西魏置瀘州

瀘川県

本漢江陽県地↓東晉穆帝置東江陽郡↓隋廢郡、置瀘川県

縣水県

本江陽県地↓

↓東晉置

☆江安県

本江陽県地↓（李雄乱後没於夷獠）

↓東晉穆帝置漢安県↓隋改名

富義県

本江陽県地↓

↓北周置富世県↓唐改名

合江県

本漢符県地↓東晉穆帝置安樂県（成？）↓梁改置安樂成（県？）↓北周改名

☆昌州 屬県四

本漢資中県東境↓

↓唐置（以鎮押夷獠）

靜南県

↓唐置

昌元県

↓唐置

永川県

↓唐置

大足県

↓唐置

よつて唐時代にも獠の叛乱が頻出することをもつてそれ以前の時代から進行してきた王朝権力の浸透、拡大を否定することはできない。ただ、こうして王朝の支配下に包摂されていった獠が、とりわけ唐時代以降のそれが王朝の支配秩序の中で現実にとどの様な形で存在していたのか、或いは彼らの中国化とは如何なるものであったのか等の問題は残されている。この問題は、唐宋時代の四川地域の社会的経済的活況をみるとき、別個の問題として今後是非とも深く考究される必要のある問題であるといえる。

## 註

- ① 「史淵」一三六輯、一九九九年所収。
- ② 拙稿「北魏時代における所謂良奴制の成立——良の問題を中心として見た——」（『史学雑誌』九六篇一、二号、一九八七年）参照。拙著「魏晋南北朝時代の民族問題」（汲古叢書16、汲古書院、一九九八年）三六二頁。
- ③ 拙稿「民族問題を中心としてみた魏晋期段階における四川地域の状況について」（文部省科学研究費基盤研究（A）（1）「東アジア史における国家と地域社会」（代表高橋継男）報告書、刀水書房、一九九八年所収）参照。
- ④ 拙稿「民族問題を中心としてみた五胡十六国南北朝期段階における四川地域の状況について」（『史淵』一三六輯、一九九九年所収）参照。
- ⑤ 拙稿「六朝期における蛮の理解についての一考察——山越・蛮漢融合の問題を中心として見た——」（『史学雑誌』九五篇八号、一九八六年）、拙著「魏晋南北朝時代の民族問題」（汲古叢書16、汲古書院、一九九八年）再収。
- ⑥ 「史学雑誌」七一編九号（一九六二年）一七一—一八頁参照。

（本稿は、平成十年度科学研究費補助金「基盤研究（C）（2）」による研究成果の一部である。）